

平成30年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年6月28日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成30年6月28日

## 東京都教育委員会第10回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第35号議案

東京都教育委員会事務局職員の懲戒処分について

第36号議案

東京都公立学校長の任命について

第37号議案から第42号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 都立中高一貫教育校検証委員会報告について

(2) 東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について～教科書調査研究資料について～

(3) 平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について

(4) 「商業教育コンソーシアム東京」について

(5) 東京都英語村TOKYO GLOBAL GATEWAYの開設について

(6) 平成29年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

(7) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第10回定例会を開会いたします。

本日は、NHK外5社からの取材と11名から傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上について許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室させていただきます。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言動に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いいたします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回4月26日の第8回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、第8回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回5月24日の第9回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第35号議案から第42号議案まで及び報告事項（7）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

## 報 告

### （1）都立中高一貫教育校検証委員会報告について

【教育長】 それでは、報告事項（1）都立中高一貫教育校検証委員会報告について、教育改革推進担当部長、お願いします。

【教育改革推進担当部長】 それでは、報告事項（1）都立中高一貫教育校検証委員会報告について御説明いたします。

昨年7月に検証委員会を設置し、都立中高一貫教育校におけるこれまでの取組の成果や課題について、検証を行った結果について御報告いたします。

報告資料（1）の左上が検証の目的、検証内容等でございます。1の検証目的でございますとおり、都立中高一貫教育校は10校ございまして、中学校段階からの入学のみの中等教育学校が5校、高校段階からの入学を受け入れている併設型中高一貫教育校が5校ございますが、平成28年3月末をもちまして、10校全てから卒業生を輩出したことを機に、これまでの成果検証を実施いたしました。

検証内容は2にございます、四角の四つが検証事項となっております、特に一つ目の設置目的の達成状況をメインに検証をしております。検証方法は、生徒へのアンケート調査や、学校へのヒアリング調査と、そのほかに都立高校の教員となっている卒業生への聞き取り調査も実施しております。

左下からが検証結果となります。1の（1）「将来のリーダーとなり得る人材の育

成」につきましては、生徒の学力・個性・創造性の伸長、生徒の意識・態度の育成、グローバル人材の育成、中高一貫教育を巡る一般的指摘に関する状況の4点から検証を行いました。高校受験のないゆとりや、幅広い異年齢集団による活動といった、中高一貫教育のメリットを生かして、各校において工夫された教育活動が展開されており、「将来のリーダーとなり得る人材の育成」が、おおむね図られていることが確認されております。

また、今後の更なる取組として、成長段階の早期である中学校段階の生徒を対象として、10校が連携して、学習成果の発表大会等を開催する等、生徒同士が切磋琢磨し合う機会を創出していくことが望まれると提言しております。

一方で、併設型につきましては、高校からの入学があることに伴い、中高一貫した教育活動に制約が働いている状況が見られております。

次に、(2)の「公立学校における中等教育の複線化」につきましては、都内での配置バランスや全国と比較した設置数、生徒の通学圏域等から検証を行っております。都立中高一貫教育校は都内の中学校進学時の一つの選択肢となっており、「公立学校における中等教育の複線化」に対して、適切に機能しているとしております。

一方で、中学校入学段階の受検倍率が5倍から6倍ある一方で、併設型の高校受験は全日制普通科高校の平均倍率を下回ることが多く、1倍以下となる学校も出ていることを指摘しております。この併設型の課題につきましては、2ページの(3)で詳しく検証しております。

(3)の一つ目ですが、高校からの入学があることに伴い、中高一貫した教育活動に制約が働いていること。二つ目ですが、中学生や保護者の意識調査では、6年間通うからこそメリットがあるといった意見や、併設型中学校から進学する生徒の中へ途中から入っていくことに不安があるといった意見が多く、志望倍率は5校平均で1倍を下回る状況があること。三つ目でございますが、受検者が構造的に増えにくい中で、各学校では受検者確保や入学者選抜業務等が大きな負担となっていることが確認されております。

こうした状況を踏まえまして、都立中高一貫教育校においては、ねらいとする6年間一貫した継続的、計画的な教育を一層推し進めていくために、中学校段階からの入

学を原則とし、中学校の入学枠を拡大することが望ましいとしております。その際には、各学校の状況を十分勘案した上で、地域や関係者の理解も得ながら、必要な周知期間を確保して実施することが求められる、としております。

次に、2の入学者の決定方法に関する現状整理でございます。現在各校において、適切に入学者決定が行われておりますが、受検者が小学生であること等を踏まえ、継続的な検証等を通して適正さを確保していくことが求められるとしております。

次に、3の指導体制の状況に関する検証でございます。都立中高一貫教育校設置時に検討されていた公募制人事の実施等につきましては、着実に対応が図られてきておりますが、公募制人事につきましては、平成29年度の応募者数が大きく減少しており、今後の動向に留意が必要であるとしております。

続いて4の連携型中高一貫教育校の連携活動の状況等に関する検証でございます。都立中高一貫教育校とは別に、都立高校と区市町村立中学校が連携して中高一貫教育に取り組む連携型というものが、区部に3校、多摩に1校、島しょに2校ございます。連携先の中学校の生徒が全員、連携している都立高校に進むわけではございませんので、教育課程上の連携等は、難しい制度ではあります。区部、多摩、島しょ部で、それぞれの状況に応じて、工夫された連携活動が実施されており、今後とも取組を進めていくことが望まれるとしております。

最後に、検証委員会の委員から出された今後の検討事項といたしまして、都立中高一貫教育校と通常の公立中学校及び都立高校とが、取組成果を共有していくことの必要性や小学校の新学習指導要領の実施を受けた中学校段階の入学者決定の在り方の検討の必要性、また、都立中高一貫教育校の卒業生の状況の継続的な把握の必要性について、言及をしております。

東京都教育委員会における今後の取組でございますが、今後につきましては、本報告書の内容を踏まえまして、都立高校改革推進計画の次期実施計画等の中で、具体化を検討していく予定にしております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 今の御説明ですと、非常に一定の成果を得られているということで、結構なことだと思いますが、ただ、課題として挙げられた併設型の問題、これは重いと思います。最後の結論のところでも、具体的にその問題点をどう解決していくかが、教育委員会としての課題だと指摘されております。

ただ、読み込んでいきますと、併設型はやめた方がいいというようなふうにも取られる。例えば、志望倍率が1倍を切っているというようなこと、あるいは、現実に併設型の高校において、高校になって入ってきた子供と、中高一貫で、中学の段階から入ってきた子供の間で相当いろいろな面での格差というか、<sup>あつれき</sup>軋轢があるのではないか。それが本当に中高一貫を標榜しながら、正しいことなのかどうかということは、検証してみないといけない。

ただ、ここで、併設型はやめましょうというようなことになりましたと、何で併設型にしたのかというそもそも論、当初そもそも間違っていたのではないかというような議論になってきた時に、どう解決していくのかということになります。与えられた課題を読み込んでいくと、ここは問題点がこれだけ指摘されているのだとしたら、もう一度原点に戻って、見直していくということも必要ではないか、原点に立ち返る勇氣というものも要るのではないかという感想を持ちました。

【教育改革推進担当部長】 平成10年の学校教育法の改正によって、都立として中等教育学校と併設型が新たに設置できるようになりました。併設型については、中学校からの入学生と高校からの入学生が<sup>せつきたくま</sup>切磋琢磨することが期待されており、都立として中等教育学校を5校、併設型を5校設置したわけですがけれども、東京都の場合は、高校進学時の選択肢となる学校が非常に多く存在していることなどから、結果として、中高一貫教育の途中からの入学となる併設型が積極的に選ばれていない状況が生まれているというふうに、分析をしております。

また、この検証委員会の報告の中で、様々な教育活動において、制約が働いていることから、中高一貫教育の一層の推進のために、高校の入学からの枠を停止して、中学からの一本化をした方が良いのではないかという提言を頂いておりますので、この辺については、具体的な今後のやり方につきまして、都立高校改革の次期実施計画の中で検討していきたいと考えております。

【北村委員】 報告書を読み込むと、やはり、併設型については、今、御説明いただいたような方向で行くしかないのかなということを感じました。その際に、ちょうど今の御説明の中でもありましたように、東京都の場合は高校進学の際に様々な選択肢があるということが、やはり大事だと思いますので、一貫校の改革を進めると同時に、今の都立高校を更に充実したものにしていこうということで、一貫校だけ取り出して議論してしまうのではなくて、やはり、もし併設型の高校からの募集を停止することになれば、それだけ都立高校に関して、更に充実した選択肢を子供たちに提供していくことを留意しながら、そういうことを改革していくことが大事かなと思いました。

【教育改革推進担当部長】 今、北村委員からあった御意見につきましては、検証委員会の中でも、同様の議論があったところございまして、ほかの通常の都立高校についても、各校において引き続き教育内容の充実に努めて、中学生から憧れられるような選択肢であることを目指して、先ほど申し上げました今年度策定を予定している都立高校改革の次期実施計画の中でも、更なる充実策を検討していきたいと考えております。

【宮崎委員】 学校の重要な機能の一つとして、人間形成、それから人間関係の作り方、ネットワーク、そういうことがすごくあると思います。中学校時代、14歳前後というのは、子供の成長にとって本当に微妙な大切な時期だと思います。それを高校と一貫した方がいいのか、今検討されているのは、小中で続けていった方がいいのか、一人一人の子供、例えば、いじめとか暴力とか、形に、データに出てくるものだけではなく、うまくそういうことが見極められていくといいかと思います。全体の教育の在り方として、この中高一貫教育の検証だけではなくて、その周辺のものも含めて、比較対照しながら、より子供たちに良い在り方、必ずしも戦後の6・3・3制というものが、これからもずっといいとは限らない時代において、在り方はどうなのかというのを、是非検討していただきたいと思います。その意味では、この検証の中身も、もっと細かく読み込んでいくと、もっとあるのかもしれないのですけれども。その辺の人間形成とか人間関係とか。

それから、出てからですね。設置年度からいくと、もう大学まで出た子供もいるわ

けですよね。その後、どういうふうに社会に羽ばたいていくのかというようなところまで追跡調査していただけると、もっとダイナミックな結果が手に入るのではないかと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

【教育改革推進担当部長】 中高一貫教育校を作った一つの目的として、中等教育の複線化ということで、選択肢を増やすという要望があつて、その成果は出ているかとは思いますが、宮崎委員がおっしゃつたように、今は様々な選択肢が広がっている状況ですので、引き続きそれぞれのルートでどのような人間形成がされるのかということは、検証していきたいと思ひます。

それから、既に大学を卒業して社会人になつた卒業生は、社会人1年生、2年生ぐらゐの状況なので、まだ社会の中心になつてという状況にはなつてございませんが、卒業生に関する状況についても、報告書の中で御紹介しております。

また、最後の検討委員会からの今後の検証事項としてもやはり、今、宮崎委員からおっしゃつていただいたように、卒業生の活躍ぶりというものを引き続き把握していく必要があるというふうに、指摘されていますので、そちらは学校と協力しながら進めていきたいと思ひます。

【宮崎委員】 よろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料について～

【教育長】 次に、報告事項(2)東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料について～の説明を、指導部長、お願ひします。

【指導部長】 それでは、教科書選定審議会の答申について説明をいたします。報告資料の(2)を御覧ください。(2)の3ページ目になります。以前も御説明いたしましたけれども、義務教育諸学校における教科書採択業務は、東京都で、東京都教科用図書選定審議会というものを設けまして、その審議会に諮問させていただき、答

申を頂き、それに沿って進めていくわけでございます。今回中学校の「特別の教科 道徳」についての教科書調査研究資料について諮問させていただき、5月29日に答申を頂きましたので、本日そのことについて、御説明をいたします。

報告資料の1枚目に戻らせていただきます。5月29日に頂いた答申の内容ですが、今、お手元にごございます調査研究資料、このことにつきまして、調査研究資料として適切であると認められるため、都教育委員会は、教科書の採択に当たり、これを活用するとともに、区市町村などの他の採択権者にこれが十分活用されるよう、指導・助言・援助を行うことという答申を頂きました。

それでは、調査研究資料について説明をさせていただきます。報告書2ページでございます。まず、調査の対象とした教科書でございますけれども、八つの出版社から合計で30冊の中学校の「特別の教科 道徳」について調査いたしました。

調査項目は、大きく分けて、アの内容、イの構成上の工夫という形となっております。内容に関しましては、後ほど少し御説明いたしますけれども、道徳には四つの視点と、その視点の下に、合計22の内容項目がございます。それについて調査研究を行いました。

また、そのほかに、情報モラルや現代的な課題について、先人の伝記等が取り上げられているか、また、役割演技など疑似体験的な表現活動、そういったものは取り上げるか、そういったことも調査いたしました。さらに、国旗・国歌の扱い、防災や自然災害の扱いについても調査いたしました。

イの構成上の工夫でございますけれども、各教科書の違いが分かりますように、特に工夫されている点について調査研究を行いまして、分かりやすく記述いたしました。それでは、調査研究資料を使いまして、少し具体的に見ていきます。

この調査研究資料の5ページを御覧いただけますでしょうか。「特別の教科 道徳」と書いてありまして、表になっているところでございます。先ほど申し上げましたけれども、今回は、八つの発行者から、30冊、真ん中のところに、例えば「道徳 721、821」などの数字がありますが、この721というのが、1冊に当たります。これが全部で30冊ございました。

次の6ページを御覧いただけますでしょうか。先ほど、中学校の場合は道徳には四

つの視点と具体的な内容項目が22ありますと御説明いたしました。この四つの視点というのが、この6ページのA「主として自分自身に関する事」というところ、【内容項目等】という括弧の下がAでございます。これが一つ目です。その下にありますB「主として人との関わり」。その下のC、これが三つ目。7ページにDがありまして、最後、「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事」。この四つがまず大きな視点でございます。それぞれその下にありますものが、内容項目といわれているものです。22の内容項目について、まとめた総括表が10ページでございます。

10ページ、11ページを御覧いただけますでしょうか。四つの視点について、各教科書会社で、1年生から3年生の教科書全部合わせてですけれども、どれぐらいの項目を採用しているかというのがこの表です。

一番下の平均値というところを見ていただきますと、それぞれ四つの視点についてどのような扱いになっているかというのが分かります。左から三つ目の「主として集団や社会との関わりに関する事」というのが、ほかに比べて、約2倍になっています。ほかのものについては、大体20%ぐらいです。この三つ目が、大体40%ぐらいで倍になっているのですが、これは元々内容項目が多いためです。

表の一番上のa「領域区分」というところで、四つの視点を御覧いただきましたけれども、その隣、bというのが、先ほどの四つの視点の1個目なのです。これは、内容項目が五つです。その隣は四つです。一番多いのが、d「主として集団や社会との関わり」で、九つあります。ですから、元々この三つ目の視点というのは、内容項目が他の倍ありますので、必然的にどの教科書会社も多くなっています。では大体同じような扱いなのかといいますと、扱われている数値を見ますと、教科書によって、「この教科書会社は、この内容項目を重視してたくさん教材を作っている」など色々と各教科書会社の特徴等が見て取れます。

その下ですが、11ページから42ページまでにかけてまして、その22の内容項目について、全て分析をしております。分析の仕方ですが、その内容項目の教材が、読み物教材であるのか、読み物以外の教材であるのか、また、コラムなどの補助的な教材があるのかなどを分析しています。

ここで、教科書をスクリーンで映しながら、説明をしていきたいと思います。

まず、一番よくあるパターンですが、実際の物語、論説等を題材にして学習する、いわゆる読み物、文章がずっとあるものが基本の教材でありまして、どの教科書でも数多く掲載されています。

今回の特徴ですが、読み物以外の教材といたしまして、特に左側のページですが、生徒たちが、書くこと、話すこと、話し合うことといった、表現を中心とした活動を行うことを想定して作られている、こういう教材があります。

また、これは漫画ですが、こういった図表やグラフ、絵、漫画などの資料を基に考えることを中心とした教材が見られます。今回の道徳の教科書の非常に大きな特徴の一つです。生徒たちは、こうした教材を通して考えを整理して記述したり、生徒同士で話し合ったりしていきます。

お手元に配布している教科書の見本では、桃色の付箋を付けた箇所が、今説明したところに当たりますので、適宜御覧いただければと思います。

調査研究資料の43ページを御覧ください。43ページから50ページまでにかけては、情報モラルやいじめ等、現代的な課題について記載しております。

また、スクリーンを御覧いただけますでしょうか。これは、SNSを利用したトラブルを題材とした情報モラルについて学ぶ教材です。また、いじめ防止について、「これがいじめなのか、いじりなのか」というタイトルですが、いじめ防止について、読み物や資料等を通して考えて議論する、こうした教材というのは、今回、採択対象となっているどの教科書、どの学年でも取り扱われています。

また、調査研究資料の51ページを御覧いただけますでしょうか。51ページ、人名が書いてございますけれども、ここから58ページまでにかけては、先人の伝記等が取り上げられて、実際にどのような著名な人物が取り上げられているかということが記載されております。

59ページを御覧いただけますでしょうか。ここから66ページまでにかけては、役割演技など疑似体験的な表現活動を取り入れた学習です。

スクリーンを御覧ください。学習指導要領に示されているものとして、子供たちに、役割演技など疑似体験的なもの、役割を提示して、その中において子供たちが話

し合っていく、そういうようなところでございます。お手元に配布している見本では、黄色の付箋を付けた箇所が、ロールプレイング等が書いてあるところです。

67ページからは、国旗・国歌の扱いについて、防災や自然災害、性差や家族に関するもの、オリンピック・パラリンピックに関する取扱いについて記載してございます。

最後に、99ページを御覧いただけますでしょうか。99ページと100ページにそれぞれの構成上の工夫について、調査したものを整理しております。教科書は、各学年1冊のものが多いのですが、本体のほかに別冊を用意している教科書もございます。

また、どの教科書でも、学習指導要領で示されている四つの視点について、色分けをしたり、マークを付けたりして、分かりやすく説明してあります。

スクリーンを御覧ください。「考え、議論する道徳」というのは必要なもので、左側の枠のところに、子供たちが考えたり、話し合ったりすることを促す教師の発問の例等が書いてございます。

このほか、子供たちが学期や学年の終わりに、自分の感想や自分の成長を振り返るために、自己評価、この左上のところに数値1、2、3、4と書いてあるのですが、自分の成長を書く、そういったところもあります。ただ、これはあくまで生徒の自己評価でありまして、この「特別の教科 道徳」につきまして、教員の評価は、数値の評価はしないということになってございます。皆様の見本では、水色の付箋のところになります。

最後に、資料の2ページ下のところの取扱いについて、御説明いたします。本資料の今後の取扱いでございますが、都内の区市町村教育委員会等の採択権者に対して、参考資料として配布いたします。また、教育委員の皆様が、採択を行う上での資料としても、御活用いただきます。

答申につきまして、説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特にないようであれば、本件につきまして報告として承りました。

(3) 平成31年度使用都立高等学校(都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。)用教科書の調査研究資料について

【教育長】 次に報告事項(3)平成31年度使用都立高等学校(都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。)用教科書の調査研究資料について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 ただいま、中学校の調査研究について御説明いたしましたが、このたび、都立高校、中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校の高等部で来年度使用いたします教科書の調査研究資料についても、3冊作成いたしましたので、それについて内容を御説明いたします。

まず、資料の3ページでございます。都立学校の教科書の選定につきましては、この図で網掛けがしてある③でございますとおり、まず東京都教育委員会から、各学校に調査研究資料を提供いたします。

この調査研究資料に基づいて、各学校では、教科書選定委員会を設置いたしまして、そこで学校ごとに選定した結果を東京都教育委員会に報告いたします。東京都教育委員会では、この調査研究資料や各学校から得られた選定結果を基に採択していくことになっております。

今年度は、次の4ページの資料ですけれども、今年度の高等学校等の採択のスケジュール、平成30年度のところを御覧いただけますでしょうか。今年度、平成30年度は三角のところ、採択するのは主として高学年用の教科書となっております。その内訳ですが、下の表にございますように、この六つの教科、四つの共通教科と二つの専門教科で、合計60点についての採択をしていただくこととなります。

それでは1ページに戻らせていただきます。まず、1番の、対象とした教科書でございますけれども、60点の教科書です。

2番目の、都立高等学校における調査研究の項目ですが、これは先ほど説明いたしました中学校と同様です。アの内容、イの構成上の工夫という大きく二つです。

内容につきましては、学習指導要領に定められた各教科の目標と内容を踏まえて、調査研究を行いました。また、全教科について、防災や自然災害の扱い、オリンピッ

ク・パラリンピック教育についての扱い、また、北朝鮮による拉致問題の扱いに関しては、一部の教科について行いました。イの構成上の工夫でございますが、これは、特に工夫されている点等についてまとめました。

2 ページ目でございます。特別支援学校の高等部につきましてですが、これは今説明した高等学校と少し違いまして、障害のある生徒が学びやすいように3点の観点を設定しております。

まず、1点目として、単元ごとに、単元の始めや終わり等に、要点等が示されているか。2点目として、巻末に学習の要点が示されているか。3点目として、障害に関わる記述があるか。こういう観点で分析をいたしました。

イの構成上の工夫でございますけれども、これも5点についてまとめました。まず1点目として、文字の大きさ。2点目として、文字の量。3点目として、図・絵・写真が効果的に使われているか。4点目として、見開きで分かりやすく構成されているところがどれだけあるか。5点目として、1単元の分量が多すぎず適切であるか。こういったところを具体的に見てみました。

それでは、実際のところを見ていただきたいと思います。お手元でございます「高等学校用教科書調査研究資料（共通教科）」の131ページを御覧いただけますでしょうか。131ページに外国語の「コミュニケーション英語Ⅲ」というページがございます。これを例にして、説明をさせていただきたいと思います。

ここのページにありますように、上から全部数えますと、38の教科書がございますけれども、今年平成30年に新たに検定を通りましたのが27あります。この27を含めまして、38の教科書について分析をいたしました。

次の132ページ、133ページを御覧ください。まず、133ページの一番上の表を御覧ください。この調査研究の総括表ということで、A、B、C、Dと四つ調査報告がございます。例えば、Aは、多様な物の見方と考え方を理解し、公正な判断力を養い、というような調査項目が4点、ここについて調査をいたしました。

なぜこういった調査報告になったかということですが、132ページを御覧ください。内容の取扱いの抜粋と書いてありますけれども、これは学習指導要領から取っているものです。各科目にわたる内容の取扱いに当たっての配慮事項について、

(1) 教材については……とあり、次の観点に留意する必要があるとありまして、アイウエの4点が学習指導要領に示されています。つまり、教材については、このアイウエの観点が非常に重要であるとあります。ですから、学習指導要領のこのアイウエの観点をそのまま調査項目にしております。この学習指導要領にあるアが調査項目のA、イがBという形で、対応してございます。

134ページを御覧ください。今、御説明しました四つの観点、A B C Dですけれども、この38冊について、全てこのA B C Dの観点到当たるレッスンと申しますか、表では課と書いてあります。課やレッスンが幾つあるかという形でもって、全て38冊について分析いたしました。

次に、137ページを御覧ください。137ページの一番最後、平均値というところで、これは全てのA B C Dについて、各教科書を全部見ると、どんな取扱いになっているかという表になります。一番下の表で見ますと、Dの観点が43.9%で一番多くなります。全ての教科書38冊を見てみますと、このDについて扱っている教科書が多いです。ただ、これも一つ一つの教科書を見ていきますと、Dではなく、ほかのAとかBとかCを非常に重視しているという教科書もござります。ですから、そういったところで、各教科書の特色が出ているということが分かります。

次に、138ページを御覧ください。138ページから147ページまでにかけて、今、四つの観点のA B C Dに具体的な題材名としてどういったものがあるのかをまとめたものがござります。

それでは、148ページを御覧いただけますでしょうか。ここからは、先ほど説明いたしましたように、防災や自然災害の取扱いや、オリンピック・パラリンピックについての取扱い、各教科書について、あるかなしか。取り扱い方、それから内容について、分析したものをまとめてござります。

それから、156ページを御覧いただけますでしょうか。156ページから最後までですけれども、各教科書の構成上の工夫、この教科書にはこういった構成上の工夫があるというところで、まとめさせていただきました。

専門教科については、今説明いたしましたものと同じです。特別支援学校について、少し御説明したいと思っております。お手元の特別支援学校の調査研究資料の37ペー

ジ、コミュニケーション英語Ⅲで説明をさせていただきたいと思います。特別支援学校の対象となる教科書は全く同じです。38冊です。分析の仕方ですが、38ページを御覧いただけますでしょうか。

先ほど説明いたしましたけれども、障害のある生徒にとって学びやすいようにという観点で、例えば、内容につきましては、單元ごとに要点等がまとめてあるか、それから、巻末にまとめてあるか、障害についての記述があるか。

構成上の工夫については、文字の大きさ、文字数、行数といったことについてどのような扱いになっているかを、こういった形で、同じように38冊について、40ページまでまとめてございます。41ページからは、各教科書の構成上の工夫について、まとめてございます。

「コミュニケーションの英語Ⅲ」を例に御説明いたしましたけれども、ほかの教科、科目についても同様に調査を行っておりまして、それぞれ資料にまとめさせていただきます。

最後に資料の5の2ページ目の調査研究資料の取扱いについて御説明いたします。取扱いにつきましては、今後、各都立学校が、この調査資料を使用しながら、各学校で設置する教科書選定委員会において、教科書を選定していきます。

教育委員の皆様におかれましては、この調査研究資料と、今後各高等学校等から報告がございます選定結果等を総合的に判断していただきまして、使用するに相当と認められる教科書を採択していただきます。

報告は以上でございます。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いします。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

#### (4) 「商業教育コンソーシアム東京」について

**【教育長】** 次に報告事項(4)「商業教育コンソーシアム東京」について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは報告資料（４）「商業教育コンソーシアム東京」についてを御覧ください。

まずは、商業高校における授業について、少し現状を御説明いたします。背景と書いてあるところです。平成28年の都立高校改革推進計画、また平成29年の商業教育検討委員会報告書から、商業高校では、ビジネスに直結した授業を充実していること、それから、ビジネスを考え動かし、変えていくことができる力を育成するということを受け、今年度、都立の商業高校の商業科は全て名前を「ビジネス科」に改編いたしました。

そして、1年次に「ビジネス基礎」を学んでおりまして、副教材として、「東京のビジネス」を作成して配布しております。来年度2年次になりましたら、その「東京のビジネス」、「ビジネス基礎」を発展させた、「ビジネスアイデア」を設置し、授業を充実させております。その授業の充実を図る際、目的のところに書いてあります通り、学校での授業の充実を図るとともに、都立商業高校生がビジネスを実地で学ぶ機会を拡充することが大切です。

現在、商業高校では、例えば、地元の商店街の協力を得たりして、実地の勉強はありますが、もっと大きな企業や大学とは、なかなか一校の高等学校だけでは直接連携を図るのは難しい現状です。そういった、これまでにない、企業、NPO、それから大学等とを結び付ける役割を担う、「商業教育コンソーシアム東京」を、来月、平成30年の7月に発足させます。その御説明をさせていただきます。

資料の右下の組織ですけれども、左側に商業高校のビジネス科がありまして、その右の「商業教育コンソーシアム東京」ですが、事務局がありまして、その上に協力企業、企業、大学、もともと地域の商店街やNPOなどの方々と、さらに協力機関として、労働局や商工会議所等の方々と一緒に、商業高校のビジネス科の生徒たちが、実地にビジネスを学ぶ機会を創設しています。

事業内容が上に三つございます。まず1番目、これが一番重要ですが、企業等による授業支援の推進です。その右側の授業支援（例）を御覧ください。協力していただける企業から講師に来ていただいて、いろいろなビジネスの話をしていただいたり、また、実際企業で行われている新人研修等も生徒たちが受けたりします。また、生徒

が、実際に企業を訪問します。ただ、1回だけではなく、何回か継続的に訪問して勉強してきます。

企業との連携では、商品開発の例があります。企業から講師に来ていただいて、商品開発の手法をまず学びます。生徒たちは、自分たちで商品開発、下にありますように、保険商品やアパレル関係の商品等の開発を考えていきます。これも実際に企業を訪問して、課題解決の方法等を教えていただきながら、最終的に自分たちの考え、商品開発したものを、企業に評価してもらったり、こういうふうに変えたらいいのではないかというような指導助言をもらったりします。

大学においても、ビジネスについて勉強する機会を持ちます。大学の先生方、マーケティングを専門としている大学の先生方からビジネスプランについて、作成法を生徒は学びます。そして、大学が企業と連携して、土地開発プロジェクトなどについて、どういった形でやっているのかを学び、参考として、それを自分たちも、例えば、百貨店におけるイベント開催ですとか、企業のイメージアップというものに取り組む、その過程において、大学生にも教えてもらったり、協力を頂くということを考えているところでございます。

もう一度、授業内容に戻りまして、2点目です。現在も既に幾つかの企業や大学の協力を得られていますが、これからもますますこのコンソーシアム東京を発展させていくために、募集や協力依頼をかけています。これは特に、事務局と、下の組織でいきますと、協力機関が中心となっていきます。

3点目として、ホームページ等により、東京都の商業高校はこういった取組をしていることを、情報発信していきます。これは主に事務局が行っていきます。こういった取組を来月7月13日の金曜日に芝商業高校におきまして、キックオフイベントとして、授業説明会、実際に企業と連携した、授業公開を行います。また、協力を今、検討していただいている企業や大学に来ていただいて、今後の取組をアピールしていきます。7月13日から本格的に、この商業教育コンソーシアム東京が走り出してまいりますので、御報告させていただきました。

以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願

いします。

【北村委員】 ビジネス科に改編ということで、こういった機会をいろいろ作っていくということはすばらしいと思います。同時に、せっかく、大学や企業等と連携するということであれば、こういったビジネスそのものについての話だけではなくて、例えば、働く人の権利とか、今、様々社会問題化しているような部分もありますので、これから社会に出ていく生徒たちが、自分が雇用関係を結ぶ中で、でも一人の人間として、様々な権利がきちんと確保されなければいけないことでもあります。誰にも搾取されないとか、そういったことについても、伝える機会を設けたいとか、企業が持っている社会的責任について、今のは雇用関係の中でも個人の問題ですけれども、組織としての企業が社会にどういう責任を持っているのかとか、そういった企業の社会的責任等についても、是非もう少し伝える場を作ることですね。これは個別の学校でやるというのはなかなか難しい部分もあると思うので、せっかくこういったコンソーシアムで大学、NPO等と連携するのであれば、もちろん企業さんもそうですが、そういった問題について、具体的なもの、企業が持っている具体的な事例等も含めて、是非子供たちに伝えて、自分の能力を十分に発揮できるようなそういう将来に向けての準備をする機会にさせていただけるといいなと思って、コメントさせていただきます。

【指導部長】 今、御指摘いただきましたように、いわゆるCSRとか、そういったところも、これから組んでいくプログラムの中には是非取り入れていきたいと思えます。

【宮崎委員】 こういう形のコンソーシアムというのは、今いろいろなところで、多層的に作られていて、高校もその一貫として非常に良いことだと思っております。北村委員もおっしゃったように、企業から学ぶCSRであるとか、コンプライアンスであるとかいうことも大事だと思いますが、同時に、企業の側もこれから学んでいかななくてはいけないことがかなりたくさんあります。最先端では、例えば、SDGs（持続可能な開発目標）の在り方とか、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）とはいかなるものかとか、企業自身も今、これから学んでいかなければいけないことなので、高校側が恩恵を受けるだけではなくて、ここに参加することで、参加した企業や

組織も一緒に育っていけるような仕組みを考えると、より良いのではないかと思います。

それから、この中の一つの芝商業高校は、去年卒業式に臨席させていただきましたが、非常に感動したのですが。卒業生がもうそうそうたる企業の役員であったり創業者であったり、名前を聞くとみんな知っているような人たちが、卒業何十年も経っても、自分の高校がかわいくてやってくるわけです。そういうOBを活用しない手はないという、表現はよくないかもしれませんが、卒業生は本当にひとしお母校愛があると思いますので、先輩が後輩に教えるという文脈、協力機関の中にOB会であるとか、そういうものもうまく取り入れていくと、一層実のあるものに、形骸化しないようにしていくことができるのではないかと思います。

**【指導部長】** これまでも高校の方で、OBの方にお話を聞くという、そういう機会を設けているのですけれども、今お話しいただきましたように、もう少し広げて改善させていく手法も考えていきたいと思います。

**【遠藤委員】** 商業高校の商業科がビジネス科になるということで、こういうコンソーシアムを作るということは、それなりに理解できるのですけれども、従来からやってきたキャリア教育の流れとこのコンソーシアムが、どういう関係にあるのかということと、このコンソーシアムを発展させていった場合に、協力企業等、今、大学等で進めておりますインターンシップと同様なことも、このコンソーシアムを通じて、高校生のインターンシップというようなことも、視野の中にあるのかどうか、その2点を教えてください。

**【指導部長】** まずキャリア教育との関連でございますけれども、キャリア教育は実際には、職業だけではなくて社会人として自立する、その人間関係を作るということや、そういった人間的な成長等も非常に求められています。このコンソーシアム東京によって、企業や大学との連携において、将来の職業についての理解や、先ほどから御指摘、御助言いただいておりますように、人間形成も大きく関わる大変価値のあるものだと思っております。

また、インターンシップとの関係ですが、実際に今まで行っている高校におけるインターンシップは、1日か2日程度です。今回このコンソーシアム東京を通して行う

企業による授業支援の実施期間は3か月とか6か月、結構長期間にわたりまして、一つの課題研究に取り組みます。それを何回か企業や大学に足を運んで、そこで指導や助言を受けたり、評価を頂きます。インターンシップは、更にそれを深めた長期間にわたるものである、そういった形で考えております。

【遠藤委員】 分かりました。

【秋山委員】 細かいことですが、今度、商業科をビジネス科に改編して名前が変わっていくのですが、そうしましたら、「ビジネス教育コンソーシアム東京」でなくてもいいのでしょうか。

【指導部長】 ビジネス教育というよりも、いまだにやはり商業教育というところがありますので、商業教育で。

【秋山委員】 よろしいです。

【山口委員】 このような試みは非常に素晴らしいと思います。成果が上がることを期待したいと思いますが、企業から講師が派遣されて、アクティブラーニングのように実質的にこう学んだことを生かせるということになっていくと思うのですが、往々にして、表面的にこう華やかな場面ばかりを見せられて、夢ばかりがふくらむという感じですが、でもやはり、何かを実現していくためには、基礎学力とか、絶対持っていないてはいけないものだよということを、きちんと伝えていただく。私たちこうやったらこうできますよというけれども、でももっと土台になるところを、そこをやはり子供たちがしっかり分かって、学校の勉強に更に力が入るような、そのほかにも刺激を是非与えていただければいいのかなと思います。よろしく申し上げます。

【指導部長】 委員の御指摘のように、例えば、1日とか2日のインターンシップですと、華やかな場面だけというのがあるのかもしれませんが、今回継続的にいきますので、いろいろなところで本当の企業のところも見せていただければと思います。また、連携していただく企業側にもそういったところをお願いしていきたいと思っております。

【教育長】 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

(5) 東京都英語村TOKYO GLOBAL GATEWAYの開設について

【教育長】 次に、報告事項(5) 東京都英語村TOKYO GLOBAL GATEWAYの開設について、指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 それではよろしくお願ひいたします。

報告事項(5)でございます。東京都英語村TOKYO GLOBAL GATEWAY(以下「TGG」という。)の開設について、御報告させていただきます。机上にはプログラムカタログも用意させていただきます。資料を中心に説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

平成29年3月の教育委員会において、事業者の決定等につき、御報告させていただいておりますが、この間、当該事業者と準備を進めてきたところでありまして、今年の9月6日に、開設を予定しております。

施設やプログラムの特徴についてでございますが、いわゆる英語漬けの海外のような空間・施設で英語を話すことへの成功体験を創出します。それから、児童・生徒8人に1人のイングリッシュ・スピーカーが付き、児童・生徒の発話を促進する。3点目といたしまして、発達段階や語学の習熟度に応じたレベル別プログラムを提供し、どの子供も意欲的に取り組める内容としている。4点目といたしまして、国際機関やグローバル企業、都教育委員会が連携する海外の教育行政機関とも連携し、子供たちが世界に目を向けるきっかけとなるような本物志向のプログラムを提供するということ、それから、5点目といたしまして、英語教育等の有識者の監修を受けることで、英語教育としての品質も担保していくということが挙げられます。

2番目に、プログラムの具体的な例を幾つか列挙してございます。プログラムは大きく、アトラクション・エリアとアクティブイマージョン・エリアと分かれております。アトラクション・エリアでは、お店、レストラン、飛行機機内等の空間で海外生活を疑似体験し、そこで想定される外国人とのやり取りを実践いたします。アクティブイマージョン・エリアでは、文化、ビジネス、国際貢献等多様なテーマを英語で学習するというところに重きを置いております。

例えば、日本にいながら留学体験@TGGとありますが、こちらでは、都教育委員会とオーストラリアのクイーンズランド州教育省との連携関係に基づきまして、州から派遣された教員がTGGに常駐いたしまして、現地の授業を提供します。それから、2点目は、ニュース番組を作ろうということで、実際にメディアで使われる専用機材を使って、作成したニュース記事を用いて、キャスター等を英語で体験するというものです。3点目は、プログラミングを体験しようということで、方向や距離、速度等を計算してロボットを目的地にたどり着くように操作しながら、論理的思考力を養うといったものになります。

ほかにも、JICA地球ひろばの協力によって、SDGsについて議論したり、ビジネスで実際に用いられているブルームバーグの金融情報端末を用いて、データ分析や論理的思考力を培ったりとTGGならではのプログラムを多彩に用意しております。先ほど申し上げましたとおり、机上のプログラムカタログを御覧いただければと思います。

なお、実施プログラムにつきましては、ニーズやその効果を検証しながら、今後更に魅力あるプログラムを展開していく予定でございます。

進捗状況ですが、本年5月末、施設がおおむね完成しておりまして、現在、学校関係者向けの内覧会や、いわゆる体験会、スタッフのトレーニング、それから安全確認等を実施しているところでございます。

また、学校等でプログラムのトライアル等も実施しておりますが、児童・生徒からは、時間が短く感じられたと、外国人スタッフと話して楽しかったというような、良好な御意見、反応を頂いております。

9月6日にはオープニングセレモニーを行う予定でございます。開設当日は延べ800名を超える児童・生徒の参加が現在予定されているところでございます。

ここで1分程度のプロモーション映像を御覧いただきます。

(動画上映)

以上でございます。平成30年度の予約状況でございます。9月の開業後、約半年間の学校利用については、6月4日現在で小学生から高校生まで約4万6,000人が今、予約をしている状況でございます。また、個人利用といたしまして、平成30年9月から12月の週末の12日間の予約を開始しておりますが、プログラム利用者1,500名弱、

そのほかに、保護者が同伴ということで、約1,000名の予約を受けている状況でございます。

TGGについては、メディア各社から関心が寄せられておりまして、施設の完成を受け、今後メディアに取材機会を提供する予定でございます。具体的には、来月7月に、施設の撮影の機会、8月には体験会、9月6日のオープニングセレモニーの公開等予定しております。また、本件については、本日、メディアに取材案内を出す予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 今、いろいろと準備が進む中で、大変なこと、新しい試みだなどと思って拝見しているのですけれども。このカタログの「はじめに」のところで、英語学者の先生方の御指摘になっていることでもあるのですが、ここの半日や1日、体験したからといって、英語が話せるようになるわけではないので、やはり通常の学校での英語教育とここでの体験がうまく結び付くようなサポートを学校に対して、今もいろいろ検討なさっているとは思うのですが、この場を本当によく生かすために、むしろ通常の英語の授業が大事なのであって、その流れの中で、こういう体験が生きるということを、是非徹底していただきたいなと思います。

【指導推進担当部長】 現在、学校の教員向けにも宣伝をしております。現地に来ていただき、プログラムを見ていただいたり、プログラムの内容等も、学校の関係者に入っていただきながら、学校との連携ということを視野に入れながら宣伝しているところでございます。今後更に、加えてやってまいります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

(6) 平成29年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

【教育長】 次に、報告事項(6)平成29年度に発生した都内公立学校における体

罰の実態把握について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 それでは報告資料（6）について説明させていただきます。

体罰の調査につきましては、平成24年度に開始いたしまして、今回で6回目になります。今回は平成29年度に発生した、都内公立学校における体罰等の実態について報告させていただきます。

調査の概要でございますが、目的としましては、体罰の根絶に向けて実態を把握するという事。区市町村立及び都立学校全校長、副校長、教職員、児童・生徒を対象に調査を行っております。方法等については記載のとおりでございます。

平成29年度の体罰等の行為者についてでございますが、1のところに記載のとおり、態様別とありますが、体罰というところは、平成29年で22人になっておりまして、昨年度に比べても減少しております。平成27年度は62人おりましたが、平成29年度は22人ということで、約3分の1に減少しております。また、調査の開始の平成24年度から見ますと、約8分の1に減少しております。

次に2ページ目、体罰の内容についてというところです。教員の認識別のところも見ていただきたいと思います。平成29年度は、これまで人間関係ができていたので許されると思ったとか、体罰を行う以外考えられなかったとか、高い成績、成果の期待に応えようと思ったという認識のところは皆減しています。

今、お手元に体罰の実態調査の詳細版についてお配りしておりますが、その資料の7ページから9ページにまでおきましては、体罰が起こった校名を公表しております。7ページは都立学校が7校、8ページに区市町村立学校ということで13校が挙げられております。昨年度よりもいずれも減少しています。全体で減少しています。9ページでございますが、この中で体罰の程度が著しい学校につきましては、その事案の概要についても、公表を行っております。

概要版の資料にお戻りいただきまして、課題でございますが、体罰等の行為につきましては、昨年度よりも減少し、平成24年度の調査開始から比べても減少しているところでございます。体罰には至らない不適切な行為というもの、これは全体を検証しているのですが、その内訳の中に暴言というのがあります。これは詳細版の2ページ、下段の表に記載されておりますが、その不適切な行為の暴言の部分が少し増えて

いるという状況にあります。

それと、やはり体罰の程度が著しい事案は、前年度よりも減少はしているのですが、依然として発生している状況であります。

そうした状況を踏まえまして、今後でございますけれども、都立学校及び区市町村教育委員会に対して、7月、8月を体罰防止月間として取り組んでいただくよう通知します。本調査結果を踏まえた校内研修を実施するとともに、管理職と教員との個人面談を通して、各教員が抱える個別の状況を踏まえた指導を各校で行ってもらうようお願いをします。

また、併せて各学校において設定した、体罰根絶に向けた宣言をホームページ等で年間を通じて公表してもらい、各学校の姿勢を広く示し、教職員の意識の徹底をより一層図るよう考えております。

また、体罰により懲戒処分を受けた者に対しましては、再発防止の観点から、アンガーマネジメント研修等を実施するほか、体罰事故の未然防止に向けまして、教職員が取るべき具体的な行動例をまとめたガイドラインをあらゆる機会を捉えて活用し、研修をやっていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。何かございませんか。

**【北村委員】** 減ってきているということが、どういうことなのかということも、更なる分析が必要かなと思います。それが本当に減っているのであれば、それは望ましいことですし、そうではなく、表に出るものが乏しい、少なくなっているというようなことが起こっているようでも、困ったことであると思いますので、引き続き是非現場の状況を把握分析ということをしていただきたいと思いますと思うことが1点です。

2点目は、本当にこれは本来ゼロでなければいけない数字ですので、減っているとはいえ、いるということは、まだまだ大きな問題だと思います。現場の先生方、もちろんそこは人間同士の触れ合う場、学校という場ですので、教師も人間ですから、当然いろいろ感情が高ぶったり、生徒の態度に対して非常に自分が抑えられなくなることもあるかもしれないですけども、教師という職業に就いているということをお自覚

していただいて、手を出す、出さないに限らず、先ほど暴言というのもありましたが、人権を尊重した態度を今後も是非徹底していただきたい。指導というより、先生方が自分自身で自覚していただくための環境づくりをしていっていただきたいなというふうをお願いいたします。

【人事部長】 調査上は減っているのですけれども、やはりこれは教員の意識の部分がすごく大きい問題でございますので、私の方としても、再発防止の取組をしっかりと、緩めることなく進めていきたいと思っております。学校の先生たちに対しても、やはりその気持ちのコントロール、指導の在り方というところを常に問うような形で進めてまいりたいと思っております。

【秋山委員】 教員間で注意し合うということが大事で、やはり早期に発見してエスカレートしないようにしていくという環境も必要かと思えます。

【人事部長】 指導の方法としまして、やはり、一教職員だけでやっていたらどうしても難しいところもありますので、学校に対しては組織的な指導の在り方、又は指導における悩みを抱える教員の、ネガティブな部分を改善していくような対応をお願いはしていきたいと思えます。

【遠藤委員】 全体としては減っているということですが、気になるのは体罰とは思っていなかったということです。教育的指導とそれから体罰との境界線がどこにあるのか、体罰と思っていなかった人はまた同じことをやるのだらうなと思うのです。これは研修等で教育委員会としても先生たちに指導を徹底していくということなのだと思いますけれども。確信犯という言葉は使いたくない、悪いのですけれども、この体罰と思っていなかった先生というのは、子供たちに対する向き合う姿勢が熱心であればあるほど、結果としてこういうことを起こしてしまうのではないかなと思えます。ですから、その辺は非常に難しいし悲しいことなのかなと。教育熱心、あるいは子供たちに対する向き合う姿勢が熱心であればあるほど、結果としてこういうことになってしまう、この辺をどう指導していくのかというのが、大変だと思えます。例えば、こういう先生が、もうやる気をなくしてしまうと、もう知らないというようなことになって、せっかく優秀な立派な、まあ立派な先生と言えるのかどうか、体罰という観点から言えば違うのかもしれないのですけれども、その辺はどうなのでしょう

か。

【人事部長】 確かに子供に対する指導を日頃から理解してやっけていて、なかなかそれが思うように通らないというところは、一つの事象として起こることが結構、事案としては多いようでございます。だからこそ、落ち着いて指導、子供の様子を観察し、どういうふうに対応するかということを、常に冷静になるということが、とても大切だとは思っております。教員自身がそういった意識をしっかり持たなければいけません。どうしてもなかなかうまくいかないところがございますし、教員も人間というところがございますので、ここは繰り返し繰り返し、私どもとしても熱心に取り組んでいきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

7月12日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、来月の第2木曜日であります7月12日午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

## 日程以外の発言

【教育長】 日程そのほか何かございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時25分)